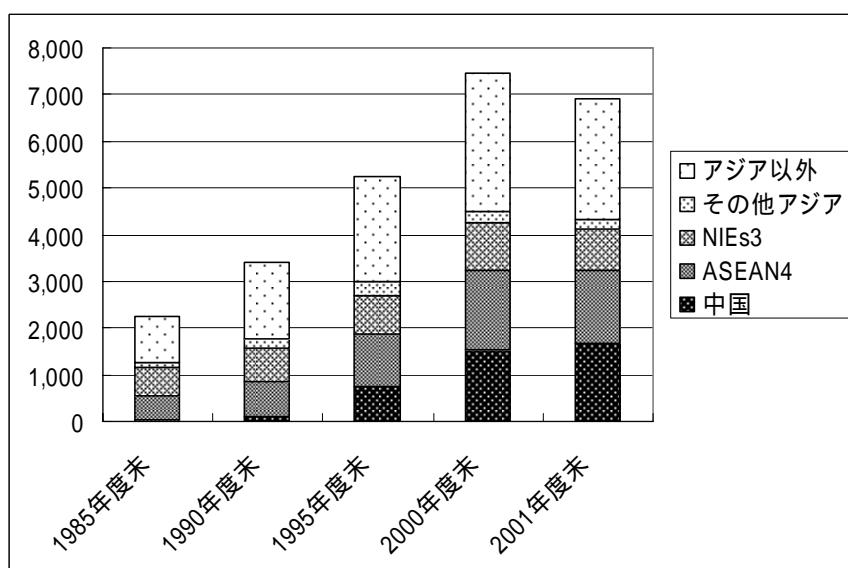


# 1 日系企業による海外への事業展開状況

1985 年のプラザ合意以降の円高を背景に日系企業がより多くの生産拠点をアジア諸国へ移転するようになった。特に中国に関しては、1992 年の「南巡講和」を契機として日系企業の現地法人設立が急増した(図1、表1)。

生産拠点の海外移転の結果、海外生産比率も増加した。海外生産比率は1993 年度には 7.4% であったが、2002 年度には 17.1% となっている。業種別に見ると、輸送機械製造業や電気機械製造業等(情報通信機械製造業を含む)に関して、海外生産の比率が増加している。また、主要家電製品について品目別に海外生産比率を見ると、カラーテレビ、スレテオセット、VTR に関して 2000 年以降は 90% 前後となっている(図2、3、4)。



出所：経済産業省「海外事業活動基本調査」の各年度版より作成

図1 現地法人数の推移(製造業)

表1 現地法人数の推移(製造業)

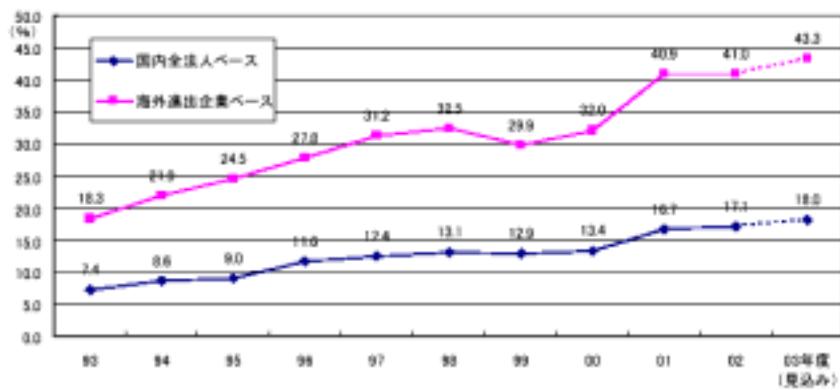
	1985 年度末	1990 年度末	1995 年度末	2000 年度末	2001 年度末
全 地 域	2,242	3,408	5,243	7,464	6,918
ア ジ ア	1,262	1,755	2,979	4,487	4,336
中国	21	114	746	1,540	1,655
ASEAN4	511	750	1,114	1,682	1,575
NIEs3	611	706	818	1,041	891
その他アジア	119	185	301	224	215
ア ジ ア 以 外	980	1,653	2,264	2,977	2,582

注: NIEs3 …シンガポール、台湾、韓国

ASEAN4…マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン

出所：経済産業省「海外事業活動基本調査」の各年度版より作成

1992 年初頭、鄧小平が中国南方視察を実施、その途上で市場経済に積極的に参入し、経済成長路線に踏み出すことを訴えた。



注1：国内全法人ベースの海外生産比率＝現地法人（製造業）売上高／国内法人（製造業）売上高×100

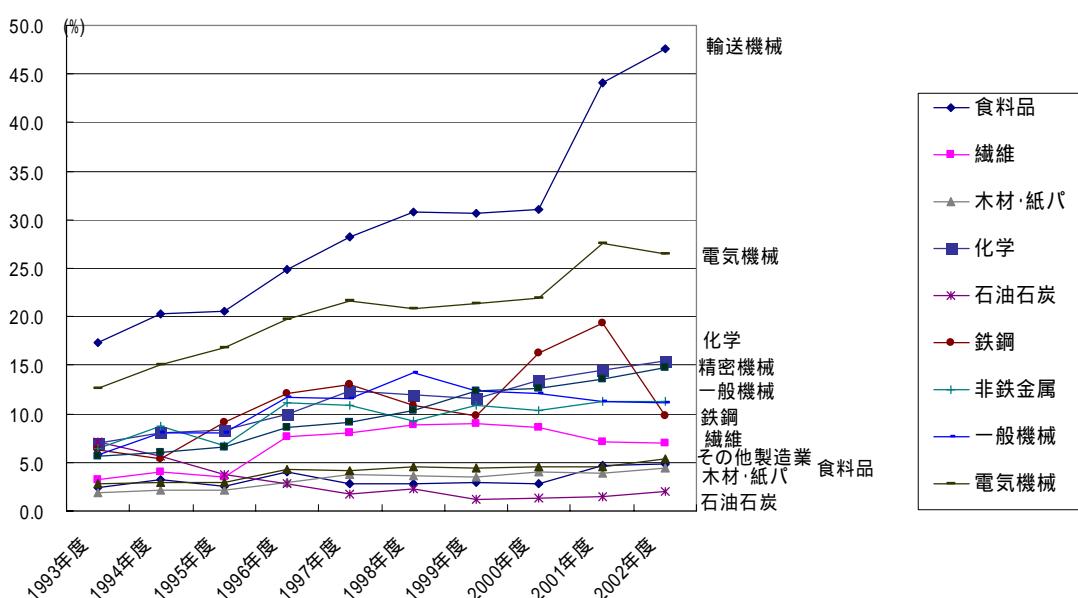
注2：海外進出企業ベースの海外生産比率＝現地法人（製造業）売上高／本社企業（製造業）売上高×100

注3：2003年度は見込額として調査したもの。

注4：2001年度に業種分類の見直しを行ったため、2000年度以前の数値とは断層が生じている。

出所：経済産業省「第33回 海外事業活動基本調査（2003年7月調査）概要（要旨）」、2004年3月

図2 我が国の海外生産比率の推移

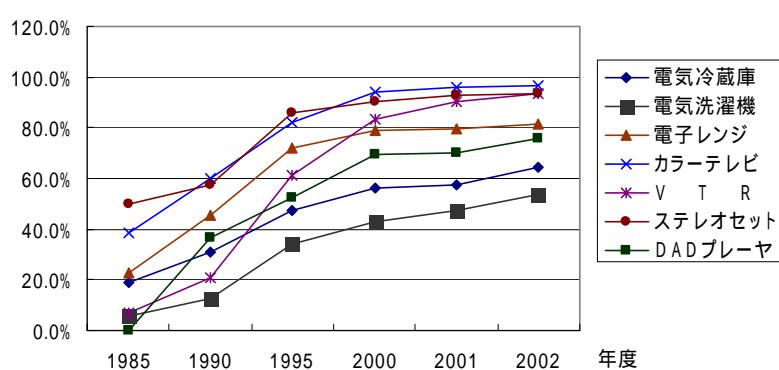


注1：海外生産比率＝現地法人（製造業）売上高／国内法人（製造業）売上高×100

注2：「電気機械」には「情報通信機械」を含む。

出所：経済産業省「第33回 海外事業活動基本調査（2003年7月調査）概要（要旨）」、2004年3月

図3 我が国の海外生産比率の推移（業種別）



注1：海外生産比率＝海外生産台数÷（国内総生産台数+海外生産台数）×100

注2：DADプレーヤはCDプレーヤ・MD・カーディオプレーヤ・カーメディアを含む

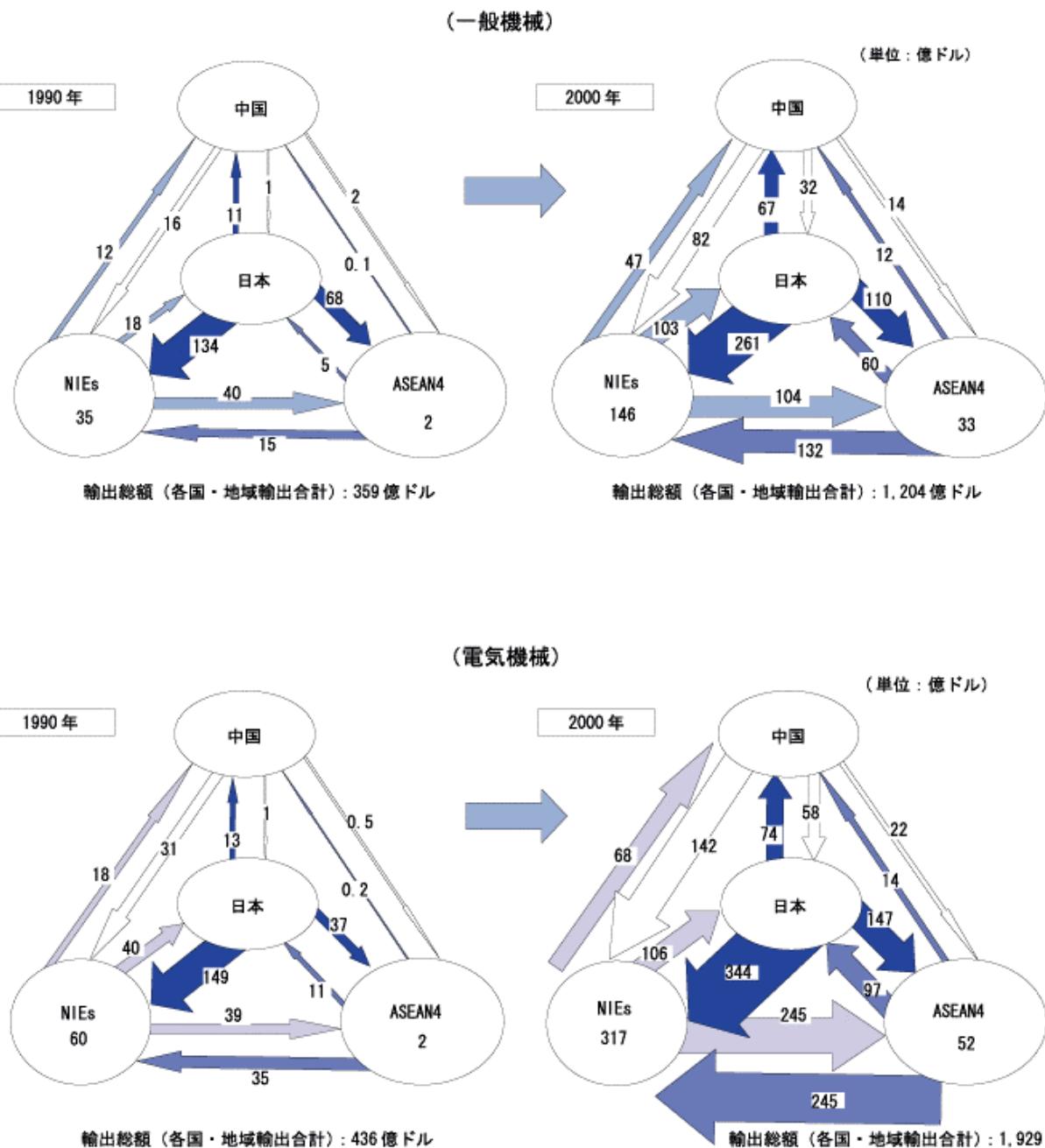
注3：国内生産台数は曆年、海外生産台数は年度

出所：国内生産台数は経済産業省「生産動態統計」、海外生産台数は日本電機工業会・電子情報技術産業協会

図4 日系企業の主要家電製品海外生産比率推移

## 2 アジア域内貿易量の増大

1990 年代を通じて、一般機械や電気機械においてアジア域内貿易量が増大している。一般機械に関して、域内における輸出総額は 1990 年の 359 億ドルから 2000 年の 1,204 億ドルへと増加した。また、電機機械に関しては、域内における輸出総額が 436 億ドルから 1,929 億ドルへと増加した（図 1）。



注1: NIEs, ASEAN4 の内の数字は、NIEs は NIEs 内への、ASEAN4 は ASEAN4 内への輸出額を示している。

注2: 台湾、フィリピンの 2000 年の数値には、1999 年の数値を用いている。

出所: 通商白書 2003

図 1 アジア域内における貿易量の推移

### 3 各種法制度における「資源」の定義

#### <循環型社会形成推進基本法>

環境基本法（平成五年法律第九十一号）の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

表1 循環型社会形成推進基本法における用語の定義

用語	法律上の定義
「循環資源」	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 廃棄物等のうち有用なものをいう。 なお、同法において「廃棄物等」とは、以下のように定義されている。<ol style="list-style-type: none"><li>一. 廃棄物</li><li>二. 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（前号に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）</li></ol></li></ul>

#### <資源有効利用促進法>

資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

表2 資源有効利用促進法における用語の定義

用語	法律上の定義
「再資源化」	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 使用済物品等のうち有用なものの全部又は一部を再生資源又は再生部品として利用することができる状態にすることをいう。</li></ul>
「再生資源」	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。</li></ul>
「再生部品」	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 使用済物品等のうち有用なものであって、部品その他製品の一部として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。</li></ul>
「使用済物品等」	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。</li></ul>

## 4 産業構造審議会における過去の検討

### ＜循環資源の輸出入に関して＞

#### **産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会「企画ワーキンググループ中間とりまとめ『循環型経済システムの高度化に向けて』」平成14年2月**

##### **第3節 3 Rの取組の国際的側面での対応**

###### **1. 再生資源・中古製品等の輸出実態を踏まえた対応**

###### **(1) 課題と考え方・方向性**

###### **(輸出の動向)**

中古製品や再生資源の輸出の状況を、日本国内のリサイクルシステムの確立度合いと国際市場・海外リサイクルシステムの確立度合いとの関係で見る必要がある。単純化のために類型化すると、歴史的な背景から、国内及び海外ともシステムが確立しているのが古紙や鉄くず等の金属スクラップである。家電製品については、国内システムは確立しているが海外市場の動向は不安定である。廃プラスチックについては、多くの場合、国内において逆有償であるために一部の樹脂についてリサイクルシステムが構築されているのみであり、海外についても同様である。このような中で、日系企業の生産拠点の国際展開、海外生産拠点での再生材調達の不安定性等を背景として、日本で回収した再生プラスチックを海外生産拠点や現地の部品メーカー等に輸出して、現地での製品生産で活用されている事例も出現している。

###### **(再生資源の輸出の位置づけ)**

鉄スクラップの場合、国内市場の下支え（需給調整）として海外市場が機能してきたが、今後予想される排出の増大に備えて安定的な海外市場を確保する必要がある。古紙の場合も、同様に国内市場の下支えとして海外市場が機能してきており、今後も定的な海外市場の確保が必要である。廃プラスチックについては、国内のリサイクルシステムの高度化を目指すことを基本としつつ、経済的な条件から海外へ輸出されるものについて、今後、市場動向の適切な把握を図り、市場環境の整備を検討する必要がある。

###### **(基本的考え方)**

我が国において循環型経済システムを構築していくためには今後とも技術的・経済的に可能な範囲で、国内の循環型経済システム構築を目指すことが基本である。ただし、一部の再生資源や中古製品において進展している輸出の動きについては、バーゼル条約の遵守を前提とし、海外での不適正処理の温床とならないよう注意しつつ国内リサイクル政策とのバランスに留意しながら国内システムの構築を図った上で、国際マーケットの整備を含めた対応を図っていくことが必要である。

###### **(フローの把握)**

その際中古製品の輸出も含めたフローの把握が必要であり各々の製品において、中古製品の輸出について、可能な限り統計的に把握できるような輸出時の確認手段があることが望ましい。本年4月から、中古自動車・中古オートバイの輸出について、貿易統計の細分化により把握されるようになっており（ただし、輸出申告額20万円以下、携行品を除く）、中古家電製品・中古パソコンなどOA機器についても同様の措置が望まれる。

###### **(2) アクションプラン**

適切な調査や統計上の位置付けにより、製品や素材毎に国際的なマテリアルフローの実態把握に努めていく。その上で、国内リサイクルシステムの確立状況と併せて類型化を行い、上記の考え方に基づき、必要に応じ適切な国際マーケットの整備について検討していく。再生資源の国際マーケットを整備するため、再生品の品質や需給状況などの情報流通を改善する手法について検討していく。

## 産業構造審議会環境部会 第7回廃棄物・リサイクル小委員会 (平成14年12月)「今後取り組むべき3R対策の重点課題」

7 再生資源の輸出のあり方について、アジア各国の法律、廃棄物処理やインフラ整備の状況、行政当局間での再生資源の輸出入、利用に関する取決めなどについて調査・検討を進め、これを踏まえて、必要な環境整備を行う。

リサイクルに関する輸出の動向については、中古の自動車・家電製品・パソコン等の製品は、様々なルートを通じて相当程度製品・部品の形態で輸出が行われており、中古製品、部品及び素材等のあらゆる形態でアジア地域を含めた世界各国で活用されている。

金属スクラップ、廃プラスチック、古紙等の再生資源についても、国内需要の減退やアジア地域における旺盛な需要等を背景として、中国向けを中心とし、近年輸出量が増加する傾向。

また、製造工場の海外移転に伴い、テレビのブラウン管ガラスから回収されるガラスや、複写機から回収される部品の輸出が課題となっている。

今後とも技術的・経済的に可能な範囲で国内の循環型社会構築を目指すことを基本としつつ、一部の再生資源や中古製品において進展している海外への動きについては、バーゼル条約の遵守を前提とし、海外での不適正な処理の温床とならないよう注意しつつ、対応を図ることが必要。

## 産業構造審議会環境部会 第8回廃棄物・リサイクル小委員会 (平成15年9月)「3R対策の重点課題と取組状況について」

昨年12月の産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会にて整理された「今後取り組むべき3R対策の重点課題」に関し、現在の進捗状況は以下のとおり。

### 5. その他

上記以外の事項として、以下の課題についても検討を開始しており、本年度中を目途に整理を行う予定。

産業構造審議会排出事業者適正処理ガイドラインの見直し等

昨今の不法投棄問題をはじめとする廃棄物の不適正処理事例への対応の観点から、排出事業者の立場から廃棄物・リサイクル適正処理を全うするために留意すべき事項を改めて整理

再生資源の輸出実態の把握

我が国からアジア各国への輸出が急増しているいわゆる再生資源について、まずは中国への輸出実態を把握するための調査を環境省と共同で実施

## <リサイクル産業の国際展開に関して>

### **産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会「企画ワーキンググループ中間とりまとめ『循環型経済システムの高度化に向けて』」平成14年2月**

#### **2. リサイクル政策のグローバル化及びリサイクル産業の国際展開**

##### **(1) 課題と考え方・方向性**

###### **(アジア等における循環型経済システムの構築への協力)**

日本企業の生産体制が、アジアをはじめ国際的に展開し、国際的なグリーン調達を進めている中（注25）、日本企業が中心となって現地における循環型経済システムの構築に一定の役割を果たすことが重要である。具体的には、現地進出日系企業による回収システムの構築や再生資源を利用した生産、その作業環境の改善や環境配慮型設計・生産を可能とする現地部品企業の環境配慮・品質の向上などの面において、適切な技術対応を行うことが求められている。将来的には、日本の循環型経済システムとリンクした形で、アジアなどの海外での信頼における循環型経済システムの構築を一体的に進めていくことが望まれる。現在、我が国の経済協力のあり方について検討が進められているところであるが、その中で、環境、特に循環型経済システムの構築という視点も盛り込んでいくことが重要である。

（注25）企業の国際的なグリーン調達を背景として、日本の電気・電子機器メーカー18社から環境配慮型部品を調達する基準部品・資材に含まれる化学物質などの開示要請項目を統一する提案がなされ、欧州及び米国の関連業界と基準を統一し、世界標準にしていく動きがみられる。

##### **(2) アクションプラン**

上記の観点から、日系企業が中心となったアジア諸国等の循環型経済システムにおける上・下流対応を支援するため、日系企業の現実のニーズやアジア諸国の技術的能力等を調査し、グリーンエイドプラン等の経済・技術協力の活用を図っていく。

日系企業の生産拠点の国際展開の中で現地部品企業等からの国際的なグリーン調達が円滑に進むよう、情報面等の環境整備を図る。